

II 公務災害・通勤災害の認定基準

1 公務災害認定の要件	21
(1) 公務遂行性	21
(2) 公務起因性	21
2 公務上の負傷	22
3 公務上の疾病	26
4 特定の事案の認定について	28
(1) 腰痛事案	28
(2) 頸部痛・膝痛事案	31
(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患事案	31
(4) 精神疾患事案及び自殺事案	35
(5) 上肢疾患事案	40
(6) 汚染血液事案	42
◎ 困難事案に関するQ&A	
Q1 自宅とレクリエーション会場との間の往復途上における災害について、 補償を受けることができますか。	46
Q2 災害性腰痛の認定基準にいう「通常の動作とは異なる動作」とは、 どのような動作をいうのですか。	46
Q3 災害性腰痛の認定通知に、「ただし、急性症状のみ」ということが記されることがありますが、 これはどういうことですか。	47
5 通勤災害認定の要件	48
6 通勤の範囲	48
(1) 勤務のため	48
(2) 住居	49
(3) 勤務場所	50
(4) 通勤の「始点」・「終点」	50
(5) 合理的な経路及び方法	50
(6) 「逸脱」・「中断」	52
(7) 日常生活上必要な行為	53
7 「公務災害」として取り扱われる通勤災害	55
◎ 通勤災害に関するQ&A	
Q1 通勤届と違う方法で通勤したときは、通勤災害にならないのですか。	57
Q2 職員が通勤途上に交通事故を起こして負傷しました。職員の過失が大きい場合であっても、 通勤災害の認定を受けられますか。	57
Q3 自損事故（例えば、凍結路面でスリップして転倒）で負傷した場合でも、 補償は受けられますか。	57

Ⅱ 公務災害・通勤災害の認定基準

1 公務災害認定の要件

公務災害と認められるためには、下記2つの要件を満たす必要があります。

◆ 公務遂行性

職員が、公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと

◆ 公務起因性

公務と災害との間に相当因果関係があること

(1) 公務遂行性

次のアからオに掲げる場合に、公務遂行性があるものと認められます。

- ア 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合
(例) 通常の職務を行っている場合
- イ 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合
(例) 休憩時間中に施設内で行動している場合
- ウ 任命権者の支配下にあるが、管理施設を離れて公務に従事している場合
(例) 出張(旅行命令)中の場合
- エ 特別の事情下における出勤又は退勤途上にある場合
(例) 緊急用務のための、出勤途上の場合
- オ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合

(2) 公務起因性

公務遂行性が認められても、本人の有していた素因又は基礎疾患が相対的に有力な原因となり単に公務遂行中に発症した場合、私的怨恨(けんか等)による場合など、公務から逸脱していると考えられる行為による場合等の災害については、公務起因性が認められず、公務災害として認めることはできません。

※ 相当因果関係が認められるとは・・・

災害発生の原因のうち、公務が他の原因(素因、基礎疾患等)と比較して「相対的に有力な原因」と認められる必要があります。したがって、複数ある災害の原因のひとつが、公務であるだけでは相当因果関係は認められず、公務災害とは認められません。

2 公務上の負傷

次の(1)から(8)に掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となります。ただし、これらの場合においても、①故意によるもの、②本人の素因によるもの、③天災地変によるもの、④偶発的事故によるもの、⑤私的怨恨によるものは、公務外となります。

(1) 職務執行等に起因する負傷

ア 通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の負傷

(例) ごみ回収中に負傷した場合、研修に参加中に負傷した場合

イ 職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為中の負傷

(例) トイレに行き、用便を済ませる行為中に負傷した場合

ウ 職務の遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

(例) 勤務開始前、着替えを行っていた際に負傷した場合

エ 勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為中の負傷

(例) 負傷した同僚職員を救助する際に負傷した場合

オ 非常災害時において、勤務場所又はその附属施設を防護する行為中の負傷

(例) 緊急時のために、入居が義務付けられている病院の待機宿舎を災害等から防護する場合

《事例》

重さ1kgのゴミをゴミ捨て場に持って行くため、庁内を歩いていた。気がつくやうに腰に痛みを感じたので、医療機関を受診したところ、「腰椎ヘルニア」と診断された。【公務外】

(理由) 公務と災害との間に相当因果関係が認められず、公務起因性がないため。

(2) 出張（旅行命令）中又は赴任期間中の負傷

出張（旅行命令）中又は赴任期間中の負傷については、下記の場合を除き、原則として公務災害とされています。

ア 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

イ 恣意的行為を行っている場合

《事例》

連絡会議終了後職場に戻るため、会場外の道路を歩いていたところ、交通事故に遭い、負傷した。【公務上】

(3) 特別の事情下の出退勤途上の負傷

通常、通勤途上の災害は通勤災害の対象となりますが、下記の場合は、公務災害の対象となります。

- ア 通勤手段を拘束された場合等、任命権者の強い支配拘束下にある出退勤
 - (例) 公務運営上の必要により、車での出勤を命ぜられている場合
- イ 特命を受けての出勤等任命権者の管理責任の及ぶ範囲内にある場合
 - (例) 災害、突発事故に対応するため、予め出勤することを命ぜられている場合
- ウ 社会通念上、異常な時間帯における通勤又は異常な勤務形態に伴う通勤
 - (ア) 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
 - (イ) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
 - (ウ) 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
 - (エ) 引き続いて 24 時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
 - (オ) 週休日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
 - (カ) 休日（年末年始を含む。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
 - (キ) 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上
 - (ク) 上記(ア) から (キ) に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上
 - a 通常の勤務が終了した後、引き続き 4 時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤の途上
 - b 特に命ぜられて 1 時間以上早く出勤する場合の出勤の途上
 - c 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間帯を 3 時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上

(4) レクリエーション参加中の負傷

レクリエーションは職員の職務ではないので、レクリエーション中の災害は本来、公務災害の対象とは考えにくいものです。しかし、下記要件を満たした場合には、レクリエーション中の災害も公務災害の対象となります。

- ア 地方公務員法第 42 条の規定に基づくものであること
- イ 任命権者が形式的にも、実質的にも主催者（又は共同主催者）として企画、立案、実施したものであること

※ 次のものについても、上記要件を満たす限りにおいては、公務災害の対象となるレクリエーションと認められます。

ア 複数の任命権者が共同して実施したレクリエーション

イ 地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して実施したレクリエーション（複数の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。）

ウ その他任命権者の支配管理の下に実施されたレクリエーション

※ 注意事項

1 「共済組合」には、共済組合のほか、地方公務員等共済組合法附則第 29 条の規定による健康保険組合が含まれます。

2 「地方公共団体の長等」には、教育委員会、選挙管理委員会等が含まれます。

3 「共同して実施したレクリエーション」とは、任命権者が当該レクリエーションの形式的な主催者としてのみならず、実質的な主催者として、当該計画を立案し、共催者と共同して実施したレクリエーションをいいます。

4 「参加している場合」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合も含まれます。

5 「その他任命権者の支配管理の下に実施されたレクリエーション」の場合は、形式的又は実質的に、企画、立案、実施について任命権者がどう関与したかを詳細に検討し、公務上の災害か否かを判断することになります。

6 上記要件を満たし、かつ実質的に任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション中の災害であっても、参加者が任命権者の支配管理の下に行動していると認められないもの（広範囲を全く自由に滑れるスキーなどが考えられる。）については、公務災害にはなりません。

7 企画、立案について、任命権者が形式的、実質的にも参加していたとしても、実施方法において、主催者からの開催通知等を全職員へ周知することなく、該当する運動部の職員のみが参加するような場合は、地方公務員法第 42 条に基づいて実施されたものとは認められません。

これは、当該レクリエーションは、所属団体の 1 サークルとしての対抗戦的な扱いであり、すべての職員が公平に参加できるような機会があるとは言えないためです。

(5) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次の場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意によ

るもの

- ア 専用交通機関による出退勤の途上にある場合
- イ 勤務開始前又は終了後に施設構内で行動している場合
- ウ 休息・休憩時間中に施設を利用している場合

《事例》

職員が勤務公署において、敷地内のマンホールの蓋に乗ったときに、蓋の一部が腐食していたために蓋が抜け、マンホールの中に落ち、負傷した。【公務上】

（6）宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷

（7）職務遂行に伴う怨恨による負傷

私的怨恨により、第三者との間で生じた暴力行為等の加害行為による負傷は、公務災害とは認められませんが、その負傷が職務遂行に伴う怨恨によるものと認められる場合は、公務災害と認められます。

《事例①》

職員が住民の苦情対応をしていたところ、突然住民に殴られ、負傷した。【公務上】

《事例②》

職員が住民の苦情対応をしていたところ、突然住民に殴られ、負傷した。職員に事情を聞くと、当該住民は職員の隣人であり、日頃から言い争いをするなどトラブルになっていた。【公務外】

（理由） 住民の暴力行為は職員の私的怨恨によるものと考えられるため。

（8）公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているときに発生した負傷は、公務災害と認められます。

《事例》

下肢を負傷したため、病院でリハビリを行っていたところ、バランスを崩して右手を負傷した。【公務上】

3 公務上の疾病【規則別表第1】

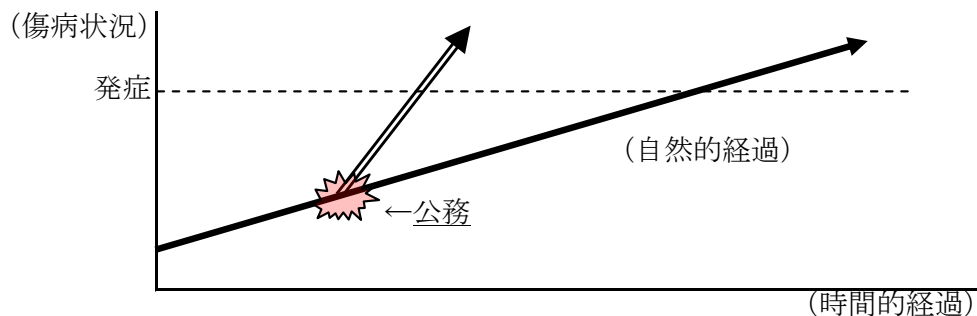
(1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病とは、公務上の負傷と相当因果関係をもって発症した疾病をいうものであり、公務上の負傷によって直接発症する疾病の他、その疾病が原因となって続発する疾病も含まれます。

(例) 腰痛の持病があったところ、転倒により、急性腰痛症となった。

公務が原因で脱臼となり、その後、日常動作でも脱臼するようになった(反復性脱臼)。

(参考) 基礎疾患又は既存疾病の著明な増悪による発症・・・(例) 急性腰痛症など



※ 素因

素因とは遺伝的、体質的にある特定の傷病に罹患しやすい状態をいうものです。例えば、素因の一つに、特定の食物又は薬物等に対して特異な反応を示す特異体質があり、素因はその傷病の発生に当たり、内因又は条件として作用します。

同じ職場環境下にある職員の中でも、疾病に罹患する者とならない者とがあり、また、罹患してもその症状の程度に軽重の差があるなど、職員の体質やその疾病に対する抵抗力等に個人的な差異があります。

一般に、同じ条件下であれば一つの原因に対しては常に同じ結果が生ずるものですが、ある外因に対しそこに内因又は条件が加わることによって、その結果の態様が異なってくる場合があります。通常、素因を有する者は、素因を有しない者と比べて、傷病に罹患しやすい状態にあるといえます。

例えば、アトピー性皮膚炎、年齢相応の加齢変化に基づく膝内障、椎間板ヘルニアに基づく腰部椎間症などがこれに当たります。

※ **基礎疾患**

基礎疾患とは、現存する傷病に先行して継続的に存在し、現存する傷病の発症の基礎となった既往の病的状態を言います。

例えば、脳出血に対する高血圧症、脳血栓症に対する脳動脈硬化、心筋梗塞に対する冠状動脈硬化がこれに当たります。

(2) 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷

(3) 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病

- (例) 重量物を取り扱う業務等に従事したため生じた腰痛

(4) 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

(5) 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた疾病

- (例) じんばい症

(6) 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 患者に対する看護業務に従事したため生じた結核等の伝染性疾患

(7) がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病

- (例) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた心・血管疾患及び脳血管疾患等の疾病

- (例) 長時間の業務に従事したため生じた心筋梗塞、脳出血等の心・血管疾患又は脳血管疾患

(9) 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

- (例) 多数の死傷者が発生した災害対応業務に従事したため生じた精神疾患

(10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病【平成 15 年 9 月 24 日地基補第 153 号「公務上の災害の認定基準について」2 (3)】

ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
イ 健康管理上の必要により任命権者が取った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病

ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその付属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

(ア) 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

(イ) 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

(ウ) 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその付属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

(例) 椎間板ヘルニア等の素因・基礎疾患があるが、公務と相当因果関係をもって発生した腰痛

4 特定の事案の認定について

公務上外の認定については、できる限り迅速に行われる必要がありますが、その反面、認定の結果如何により、被災職員の利益が大きく左右されることもありますので、慎重な検討も欠かすことができません。

特に、腰痛、頸部痛、膝痛等の事案、精神疾患事案、心・血管疾患及び脳血管疾患事案、上肢業務に基づく疾病事案や、災害発生から時間が経過した事案である場合には、公務（通勤）災害に該当する事案であるかどうかについての判断が困難な場合もあります。

このような困難事案が発生した場合には、通常必要書類の他、多くの添付資料が必要となります。どのような資料を添付すべきかわからないときは、以下の事項によるほか、あらかじめ電話等で相談してください。

(1) 腰痛事案

人間は二本足で立って上肢を使って行動するため、腰部は構造的弱点であり、腰痛は誰しものが生涯に1度は経験するといわれるほど多発するものです。

腰痛の中には、公務遂行中に発症したものであっても、公務それ自体が直接の原因となっている

のではなく、加齢変化や日常生活の動作等により発症するものが少なからずあるため、公務上外の認定の判断が難しい疾病の1つです。

そこで、公務災害における腰痛の事案は、その発生原因により、次のとおりとされています。

《公務災害における腰痛》

- ◆ 災害性の原因による腰痛
- ◆ 災害性の原因によらない腰痛

ア 災害性の原因による腰痛

《認定基準》

公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含みます。）に起因して発症した腰痛で、次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること
- ② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足るものであること
- ③ 医学上療養を必要とするもの

《事例①》

重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人がかりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような、事故的な事由（アクシデント）により瞬時に重量が腰部に負荷された場合【公務上】

《事例②》

事故的な事由（アクシデント）はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合【公務上】

イ 災害性の原因によらない腰痛

(ア) 腰部に過度の負担がかかる業務が比較的短期間の場合

《認定基準》

次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛
 - a 重量物（おおむね20kg以上のもをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - b 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - c 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
 - d 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- ② 職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。
- ③ 医学上療養を必要とすること。

(イ) 腰部に過度の負担がかかる業務が相当長期間にわたって継続した場合

《認定基準》

次の①から③に掲げる要件のいずれをも満たしているものは、公務上の疾病とします。

- ① 次に掲げる業務に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに越えるもの
 - a 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）
 - b 腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務を言う。）
- ② 職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。
- ③ 医学上療養を必要とすること。

(2) 頸部痛・膝痛事案

頸椎捻挫等の頸部痛事案や膝半月板損傷等の膝痛事案については、腰痛事案と同様に、加齢変化等の素因、基礎疾患等が関与していることも多く、公務上外の認定や治療の範囲、治ゆの考え方は腰痛の事案に準じて取り扱います。

これらの事案の場合は、認定請求を行う際に「支部様式 17 号 既往歴報告書」を併せて提出してください。

(3) 心・血管疾患及び脳血管疾患事案

心筋梗塞等の「心・血管疾患」や、脳梗塞等の「脳血管疾患」は、高血圧症や血管病変（動脈硬化症など）等の個体的要因を基礎として、加齢等の属性や生活的要因、職務上の要因が作用して発症するものです。そのため、公務中に心・血管疾患や脳血管疾患を発症した場合であっても、そのままでは公務起因性を認めることが困難です。

したがって、認定に当たっては、公務と傷病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを調査します。

ア 心・血管疾患及び脳血管疾患の対象となる傷病

以下の傷病が、心・血管疾患事案、脳血管疾患事案の対象となります（負傷に起因するものは除きます）。

心・血管疾患	<ul style="list-style-type: none">・ 狭心症・ 心筋梗塞・ 心停止（心臓性突然死を含む。）・ 重度の不整脈（心室細動等）・ 肺塞栓症・ 大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）
脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none">・ くも膜下出血・ 脳出血・ 脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）・ 高血圧性脳症

なお、対象疾患以外の詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに、過重負荷を受けたことにより発症したと考えられる循環器系の疾患についても、過重な職務に従事したことにより、医学経験則上、当該疾患発症の相対的有効原因と認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていたと認められる場合には、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」と認められます。

イ 認定基準

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案は、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（通知）」（平成22年7月1日付け地基補第168号）に基づき、取り扱います。

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定基準（概要）

- ① 職務に関連して、異常な出来事・突発的事態に遭遇した
- ② 通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事した
のいずれかに該当した上で、
- ③ 医学経験則上、発症の基礎となる病態を、自然的経過を早めて著しく増悪させ、疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下、『過重負荷』といいます。）を受けていたことが明らかに認められること
- ④ 過重負荷を受けてから、疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められること

①か②のいずれかに該当した上で、③及び④の要件を満たす場合に、公務上の災害と認められます。

ウ 調査要件の検討

対象疾病が認定基準に該当するか否かについて、具体的には次のとおり検討を行います。

- ① 職務に関連して、異常な出来事・突発的事態に遭遇した
- ◆ 以下のような状況に該当するかを検討
 - ・ 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のあるような、爆発物、薬物等による犯罪、異常な自然現象、火災等の異常な状態に、職務に関連して遭遇した。
 - ・ 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所の火災等の特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事した。
 - ・ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務に従事した。
 - ・ 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的・予測困難な異常な事態、急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事した。

② 通常の職務に比較して特に過重な職務に従事した

◆ 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性があると思われるような、特に過重な職務に従事したかを検討（以下のような、特に過重な職務の遂行を余儀なくされたもの）。

- ・ 発症前1週間から3週間にわたり、不眠・不休等の特に過重で長時間の時間外勤務に従事
- ・ 発症前1か月程度にわたり、週当たり平均25時間程度以上の連続する時間外勤務に従事
- ・ 発症前1か月を超え、週当たり平均20時間程度以上の連続する時間外勤務に従事

以下の状況については、医学経験則上、強度の過重性があると認められる場合は評価に加える。

- ・ 交替制勤務職員の深夜勤務中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況
- ・ 著しい騒音等の不健康な勤務環境下における職務への従事状況
- ・ 緊急呼出等、公務の性質を有する出勤の状況
- ・ 精神的緊張を伴う職務への従事状況（特に精神的緊張の程度が著しいと認められるものについては、その実態を検討し、医学経験則に照らして評価する。）

特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職務経験及び年齢等が同程度の職員にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行います。

◆ 対象疾患の発症機序等について

被災職員が有する高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合、対象疾患の発症に関し、公務が相対的に有力な原因となったか否かについては、医学経験則に照らして、特に慎重に判断します。

エ 調査事項

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案については、次の(ア)から(カ)までの事項を調査します。

- (ア) 一般的事項
- (イ) 災害発生の状況
- (ウ) 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等
- (エ) 被災職員の身体状況に関する事項
- (オ) 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- (カ) 発症後の医師の所見等

オ 認定請求の手続きについて

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定請求については、上記エの事項を調査するため、各種資料の提出を求めることとなります。一例は以下のとおりですが、事案ごとに、支部から提出すべき資料を別途提示します。

- ◆ 心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案に当たっての提出資料（一例）
 - ・ 被災職員の主治医の所見書
 - ・ カルテの写し、各種検査結果の写しなど医学的資料
 - ・ 所属に対する調査票（災害発生前の勤務状況、精神的な負荷がかかる事項等について）
 - ・ 被災職員の職務歴
 - ・ 被災職員の所属の人員配置図、事務分掌表
 - ・ 災害発生前の時間外勤務命令簿の写し
 - ・ 災害発生前の休暇取得状況がわかる資料（休暇簿の写しなど）
 - ・ 通勤届の写し
 - ・ 健康診断の記録の写し
 - ・ 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況に関する調査票

なお、認定請求書を記入するに当たっては、以下の事項に留意してください。

- ◆ 災害発生の状況について「所属部局の長の証明」を行うに当たり、全ての内容を証明できない場合には、証明できる箇所と証明できない箇所が、はっきりとわかるように記入してください。
- ◆ 「任命権者の意見」において、当該事案について公務上外の判断が困難ある場合には、「判断困難のため、貴職で判定願います。」と記入してください。

カ 認定までの経過について

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案は、通常の事案に比べて調査事項が多く、様々な資料が必要となります。また、事案の性質上、支部において公務上外を判断することが困難であるため、原則として基金本部へ協議を行います。したがって、通常の事案と比較して、認定結果が出るまで時間がかかることが予想されます。

キ プライバシーの保護について

心・血管疾患事案及び脳血管疾患事案の認定に当たっては詳細な調査が必要となりますが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意してください。

(4) 精神疾患事案及び自殺事案

ア 精神疾患事案の認定基準

精神疾患は、その発症原因として公務が相対的に有力であった場合に、公務起因性が認められます。認定に当たっては、被災職員の業務上の事項に加えて、被災職員の個体側要因や生活的要因について調査を行います。

イ 認定基準

精神疾患事案は、「精神疾患等の公務災害の認定について（通知）」（平成24年3月16日付け地基補第61号）に基づき、取り扱います。

精神疾患事案の認定基準（概要）

- ① 発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと
具体的には、以下のような事象を伴う業務に従事したこと
 - ・ 人の生命にかかわる事故への遭遇
 - ・ その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象
- ② 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと

上記①と②のいずれにも該当した場合に、公務上の災害と認められます。

ウ 調査要件の検討

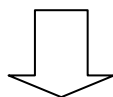
精神疾患事案に係る対象疾病が認定要件に該当するものか否かを判断するに当たって、具体的には次のとおり検討を行います。

(7) 業務による精神的又は肉体的負荷の検討について

◆ 業務負荷の強さを検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む。）として、具体的にどのようなものがあったのかを把握し、その出来事に対応した適当な着眼事項に基づいて分析した上で、その負荷の強さを検討します。

業務による負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員の主観によるのではなく、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員を基準にして客観的に判断します。



検討の結果、その出来事が次の場合に該当するときは、発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けるような事象があったと判断します。

- a 人の生命にかかわる事故への遭遇（業務による負荷の種類及び程度がこれと同種、同程度のものを含む。）
 - ① 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
 - ② ①に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

- b その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象
 - ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、おおむね2か月以上の入院を要する、又は災害補償制度の障害補償年金に該当する、若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
 - ② 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防衛等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）

- ③ ②の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- ④ 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ⑤ 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑥ 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑦ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、②から⑥までに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- ⑧ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝、又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑨ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑩ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- ⑪ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- ⑫ ①から⑪までに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

◆ 時間外勤務の評価について

時間外勤務を評価する場合には、時間外勤務の命令を受けて行った業務のみを対象とします。ただし、時間外勤務命令を受けていない場合でも、その必要性等を客観的な根拠によって判断できる活動については、時間外勤務時間数に加えて評価することがあります。

(イ) 業務以外の負荷及び個体側要因の検討について

◆ 業務以外の負荷の検討

精神疾患発症前のおおむね6か月の間に、以下のような業務以外の出来事が認められる場合には、それらの出来事が客観的に精神疾患を発症させるおそれのある程度のものか検討します。

- ・ 被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）
- ・ 被災職員の家族の出来事（配偶者や子どもの死亡・けが・病気等）
- ・ 金銭関係（財産の損失、収入の減少等）

◆ 個体側要因の検討

被災職員に以下のような要因が認められる場合には、それらが客観的に精神疾患を発症させるおそれのある程度のものか検討します。

- ・ 精神疾患の既往歴
- ・ 社会適応状況における問題
（過去の学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合）
- ・ アルコール等依存症
- ・ 性格傾向における偏り（ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。）

エ 自殺事案の認定について

精神疾患が原因で自殺した事案（以下、「自殺事案」という。）においては、「公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ」、かつ、「当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められる」ときに、自殺についての公務起因性が認められます。認定に当たっては、当該精神疾患と自殺の関連について、医学的な因果関係の判断を特に慎重に行います。また、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務起因性は認められません。

オ 調査事項

精神疾患事案及び自殺事案については、次の(ア)から(オ)までの事項を調査します。

- (ア) 一般的事項（被災職員の氏名、年齢、所属等）
- (イ) 災害発生（精神疾患事案の場合は精神疾患の発症、自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。）の状況
- (ウ) 災害発生前の勤務状況
- (エ) 災害発生前の身体・生活状況
- (オ) その他の事項

カ 認定請求の手続きについて

精神疾患事案の認定請求については、上記オの事項を調査するため、各種資料の提出を求めるところとなります。一例は以下のとおりですが、事案ごとに、別途、支部から提出すべき資料を提示します。

◆ 精神疾患事案に当たっての提出資料（一例）

- ・ 被災職員の主治医の所見書
- ・ カルテの写し、各種検査結果の写しなど医学的資料
- ・ 所属に対する調査票（災害発生前の勤務状況、精神的な負荷がかかる事項等について）
- ・ 被災職員の職務歴
- ・ 被災職員の所属の人員配置図、事務分掌表
- ・ 災害発生前の時間外勤務命令簿の写し
- ・ 災害発生前の休暇取得状況がわかる資料（休暇簿の写しなど）
- ・ 通勤届の写し
- ・ 健康診断の記録の写し
- ・ 被災職員の肉体的・精神的不調和の状況に関する調査票

なお、認定請求書を記入するに当たっては、以下の事項に留意してください。

- ◆ 災害発生の状況について「所属部局の長の証明」を行うに当たり、全ての内容を証明できない場合には、証明できる箇所と証明できない箇所が、はっきりとわかるように記入してください。
- ◆ 「任命権者の意見」において、当該事案について公務上外の判断が困難である場合には、「判断困難のため、貴職で判定願います。」と記入してください。

キ 認定までの経過について

精神疾患事案は、通常の事案に比べて調査事項が多く、様々な資料が必要となります。また、事案の性質上、支部において公務上外を判断することが困難であるため、原則として基金本部へ協議を行います。したがって、通常の事案と比較して、認定結果が出るまで時間がかかることが予想されます。

ク プライバシーの保護について

精神疾患事案の認定に当たっては詳細な調査が必要となりますが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意してください。

(5) 上肢疾患事案

ア 上肢業務に基づく疾病

上肢に過度の負担のかかる業務により、上腕、前腕や手指等に発症した運動器の障害（以下、「上肢障害」という。）については、認定に当たって、公務と疾病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを調査することとなります。

具体的には、「上肢業務に基づく疾病の取扱について」（平成9年4月1日付け地基補第103号）によって、取り扱います。

イ 認定基準

次の①～③の要件を満たし、医学上療養が必要と認められる上肢障害については、公務上の災害と認められます。

上肢業務に基づく疾病の認定基準（概要）

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること
- ② 発症前に過重な業務に従事したこと
- ③ 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること

なお、上肢業務に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力等）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツ等）が関与しています。

また、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しています。

したがって、これらの要因も検討した上で、上肢業務従事者が、業務により上肢を過度に使用したことが原因となって上肢障害を発症したと認められる場合には、公務に起因することが明らかなものとして取り扱います。

◆ 「上肢等に負担のかかる作業」について

「上肢等に負担のかかる作業」とは、次のいずれかに該当する上肢等を過度に使用する必要のある作業をいいます。

- (ア) 上肢の反復動作の多い作業
- (イ) 上肢を上げた状態で行う作業
- (ウ) 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- (エ) 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

◆ 「相当期間従事した」について

「相当期間従事した」とは、一般的には、発症までに6か月程度以上、上肢業務に従事したことをいいます。

◆ 「過重な業務」について

「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものをいいます。

ウ 診断病名について

上肢障害の診断病名は多種多様にわたることが考えられますが、代表的なものを例示すれば、腱鞘炎、上顎炎、頸肩腕症候群、手根管症候群などが挙げられます。認定に当たっては、単に診断病名のみをもって判断するのではなく、専門医によって詳細に把握された症状及び所見に従って、公務上外の判断を行います。

エ 認定請求の手続きについて

上肢障害事案の認定請求については、上肢業務への従事状況等を調査するため、各種資料の提出を求めることとなります。調査事項の一例は以下のとおりですが、事案ごとに、別途、支部から提出すべき資料を提示します。

◆ 上肢障害事案に当たっての調査事項（一例）

- ・ 職歴
- ・ 職務の内容（作業内容、月平均業務量、作業時間等）
- ・ 業務環境（作業場所の状況、作業における使用機器、作業姿勢等）
- ・ 勤務の状況（勤務時間数、勤務時間の割振りの状況、発病前6か月間における時間外勤務時間数、休暇等の取得状況等）

- ・ 請求者の生活の状況（通勤の事情、運動歴等）
- ・ 身体の状況（健康診断の結果、体格・体質等）
- ・ 当該勤務所において同様の症状を訴えている同種の職員の有無及びそれらの職員の療養の状況等

（6）汚染血液事案

公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要な場合に限られています。しかし、肝炎、エイズ等については感染力が強く、感染した場合治癒が難しいことなどから、患者に使用した注射針を誤って自分の指などに刺してしまう、いわゆる針刺し事故等について、特例として発症以前にも一定の処置や検査を療養補償の対象としています（受傷部位の洗浄・消毒等の処置も補償する。）。

また、この特例は病院等に勤務する医療従事者に限らず、全職員が対象となります。

なお、発症した場合には、公務と相当因果関係をもって発症したと認められる限り、公務上の災害として他の疾病と同様に補償の対象となります。

ア B型肝炎（HBV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、一定の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHBVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

- ・ HBs抗原陽性血液に汚染された注射針等により負傷した場合、又は公務に起因して、既存の負傷部位、眼球等にHBs抗原陽性血液が付着した場合

◆療養の範囲・・・HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が認められます。

B型肝炎ワクチンの接種は、汚染血のHBe抗原が陽性の場合に限ります。検査については、医師が必要と認めた場合、被災直後の1回だけでなく追跡検査も認められます。しかし、概ね2～6か月といわれる潜伏期間を過ぎ、長期（概ね1年程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治癒報告書を提出してください。

イ C型肝炎（HCV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、下記の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHCVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

《感染確認前》

- ・ HCVに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷した場合、又は、公務に起因して既存の負傷部位、眼球等にHCVに汚染された血液等が付着した場合

◆療養の範囲・・・洗浄、消毒等の処置及びHCV抗体検査等の検査

医師が必要と認めた場合、検査は1回だけでなく、追跡検査も認められますが、長期（概ね6か月程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治ゆ報告書を提出してください。

《感染確認後》

- ・ HCV抗体検査の結果陽性と判断され、C型肝炎として治療を要する状態であると医師が判断した場合

◆療養の範囲・・・1か月程度のインターフェロン製剤（IFN）投与

上記IFN投与後は、C型慢性活動型肝炎に移行した場合のみ、健康保険に準拠した取扱いでIFN投与が療養補償の対象となります。

ウ エイズ（後天性免疫不全症候群：HIV）

発症前であっても、次の場合については、当該負傷等を公務災害とみなして、下記の処置や検査を療養補償の対象とします。ただし、負傷等以前又は直後の検査により既にHIVに感染していたことが明らかな場合は、その後の検査は療養補償の対象にはなりません。

《感染確認前》

- ・ HIVに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷した場合、又は、公務に起因して既存の負傷部位、眼球等にHIVに汚染された血液等が付着した場合

◆療養の範囲・・・洗浄、消毒等の処置及びHIV抗体検査等の検査

医師がHIVに感染した可能性が極めて高いと判断し、当該負傷等の治療の一環としてAZT（レトロビル）、3TC（エビビル）及びIndinavir（クリキシバン）の3剤の投与が行われた場合は、療養補償の対象とします。

医師が必要と認めた場合、検査は1回だけでなく、追跡検査も認められますが、長期（概ね3月～4月程度）にわたり検査結果が陰性の場合、原則的にその後の検査は療養補償の対象とはなりませんので注意してください。

また、長期にわたり検査結果が陰性の場合には、治ゆ報告書を提出してください。

《感染確認後》

- ・ HIVについては、感染をもって発症とみます。
したがって、医学上必要な治療は療養補償の対象となります。
また、検査についても療養補償の対象となります。

エ 梅毒

次の場合には、当該負傷等を公務災害とみなして抗生物質の投与を対象とします。

- ・ 梅毒血清反応強陽性患者に使用した注射針等により刺傷し、当該刺傷を原因として梅毒の感染の危険が医学上極めて高いと判断され、当該刺傷に対する治療の一環として医師が必要と認めて抗生物質の投与が行われた場合

オ MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）

MRSAについては、健康保菌者のように保菌が確認されたのみで療養補償の対象となるのではなく、MRSA感染症として療養が必要な状態であり、医学上必要な治療が行われる場合に公務災害の対象となりうるものです。

上記肝炎やエイズと取扱いが異なりますので注意してください。

カ ATLA（成人T細胞白血病）

感染率はHIVより高いこと、発症した場合の死亡率が高いことから、上記と同様に医学的に必要と認められる最小限度の期間の経過観察を認めています。

キ 破傷風

一般的に、破傷風に感染すると7～10日後に発病しますが、潜伏期の長いものは1か月前後から数か月に及ぶものもあり、完全に発症を抑えるためには通常1年で3回の予防注射が必要とされています。

しかし、通常切創等において破傷風が発症することは少ないと考えられ、一般的な予防措置は療養補償の対象となりません。

ただし、医師が負傷の部位とその状態、その地域における破傷風の状況、被災時の状況等から見て、当該切創等により破傷風が発症する可能性が極めて高く、破傷風トキソイドを注射する等の予防措置が必要と判断した場合には療養補償の対象となります。その場合の注射の回数は、医師の診断に基づき判断することとします。

ク 汚染血液が明らかでない場合

病院内で使用されたことは明らかであるが、その患者が特定できない注射針で受傷した場合は、

病院内に上記に掲げる患者がおり、その者に使用した可能性が高く、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、危険性のある感染症について、公務災害の対象となります。

また、清掃職員が不燃ゴミの中にあった注射針で受傷するなど、不特定多数のものが使用した注射針による受傷の場合においても、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には、危険性のある感染症について、公務災害の対象となります。

ケ 留意事項

下記の場合は原則として療養補償の対象となりませんので、特に注意してください（たとえ医師の判断でこのような治療がなされても被災職員の負担となる場合があります。）。

- (ア) 負傷を伴わず単に汚染された血液が皮膚に付着した場合の事故
- (イ) 負傷、血液の付着以前から既に感染していたことが判明している場合や負傷等の直後に行われた検査により感染が明らかになった場合におけるその後の検査料
- (ウ) HB e 抗原陽性血液以外の場合でのB型肝炎ワクチンの投与
- (エ) C型肝炎に係る経過観察中のインターフェロン製剤やグロブリン製剤の投与

◎ 困難事案に関するQ&A

Q1

自宅とレクリエーション会場との間の往復途上における災害について、補償を受けることができますか。

地方公務員法第42条の規定に基づくレクリエーションで、形式的にもまた実質的にも任命権者が企画・立案・実施したものについては任命権者の支配拘束性を認めて、当該レクリエーション参加中の災害は公務上の災害として取り扱うこととしています。

このようなレクリエーションに参加するために、自宅と会場を往復する途中で災害にあった場合は、通勤災害に該当するものとして取り扱っています。これは、レクリエーション参加のための往復行為が、勤務のための往復行為と同様に解釈されているからです。ですから、補償を受けるためには、通常の通勤災害と同様に、合理的な経路及び方法により往復することが必要です。

なお、レクリエーションに参加するために、勤務公署に参加者が集まり、その後借上げ車等でレクリエーション会場に移動する途中の災害については、勤務場所相互間の移動中の災害とされ、公務災害として取り扱われます。

Q2

災害性腰痛の認定基準にいう「通常の動作とは異なる動作」とは、どのような動作をいうのですか。

日常、被災職員が当該被災に係る職務を遂行する際に通常行っている動作との対比において、次のような点で異なっている動作が該当します。(P.28以降参照)

- ・ 予見不可能な事故的な事由があったこと。
- ・ 日常の経験による予想に著しく反する負荷があったと客観的に認められること。
- ・ 重量物の取扱いに不適切な姿勢であったと客観的に認められること。

いずれも、外見上又は客観的に認められることが必要であり、単に「ダンボール箱を持ち上げる際、軽いと思ったが、持つと重かった。」あるいは「無理な姿勢となった。」というだけでは不十分です。このような場合には、軽いと予想した理由や実際の重量、具体的な姿勢(膝や腰の角度など)、なぜ無理な姿勢になったのか(スペースが狭いなど)等について明らかにする必要があります。

災害性腰痛の認定通知に、「ただし、急性症状のみ」ということが記されることがありますが、これはどういうことですか。

災害性腰痛の認定のときに、特に既往歴や基礎疾患があるものについて、質問のように「急性症状のみ」という条件を付けることがあります。これは、基金の療養補償の範囲が、今回の災害による急性症状（急激に増加した痛みということ）の消退までに限られるということです。したがって、治ゆについては、療養の結果、完治しないときには、慢性症状に移行したと認められる時期をもって、治ゆとして取り扱うものです。

災害発生時に、すでに、慢性の腰痛があった場合には、今回の災害による痛みが消退して、当該慢性の痛みに戻るまでの間が公務災害の対象となります。

一般的に、災害性腰痛の場合には、明らかな既往歴や基礎疾患が見い出せないときにも、上記のような考え方で取り扱うものです。それは、腰痛の場合、適切な療養によれば一定の期間で回復するものとされており、にもかかわらず慢性症状が続くということは、その症状は今回の災害によるものというよりも、被災職員の素因（基礎疾患のほか、加齢等による腰部自体の変化、その他体質のようなもの。）によるものと考えられているからです。

5 通勤災害認定の要件

通勤災害とは、通勤に直接起因し、又は通勤と相当因果関係のある負傷、疾病等をいいます。通勤災害として認められるためには、当該通勤行為が下記2つの要件を満たす必要があります。

- ◆ 勤務のための移動行為であること
- ◆ 合理的な経路及び方法により行われること

《通勤起因性が認められない例》

- ① 自殺その他被災職員の故意により負傷した場合
- ② 私的な喧嘩をして負傷した場合
- ③ 天災地変により負傷した場合

6 通勤の範囲

(1) 勤務のため

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいうものであり、当該往復行為が全体としてみて、勤務と密接な関連性を持って行われることが必要です。

ア 住居と勤務場所との往復

イ 複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動



※ 「複数就業者」とは例えば職員が国立大学等の非常勤講師となり、週1、2回定期的に勤務場所と就業場所との間を移動する者等のことをいいます。

この場合、勤務場所（公署）から就業場所への移動は認められません。この場合は、国家公務員災害補償制度等に対応することとなります。

ウ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動

	休日	休日	勤務日					休日	休日
	土	日	月	火	水	木	金	土	日
移動	前々日	前日	当日				当日	翌日	翌々日
該当・非該当	△	○	○				○	○	△

※ 赴任先住居と帰省先住居との間の往復の移動が勤務に就く①当日若しくは前日、又は②勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合をいいます。

前々日又は翌々日に行われた場合については、交通機関の状況等の合理的な理由が必要となります。

【「勤務のため」と認められる例】

- ①通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係のあるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合
- ②交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合
- ③レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合
- ④次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合
- ⑤遅刻して出勤し又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤とはしません。）
- ⑥通勤ラッシュを避けるための早出等をする場合
- ⑦単身赴任者が、月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合

【「勤務のため」と認められない例】

- ①出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- ②休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を移動する場合
- ③勤務終了後相当時間にわたり囲碁等私用を弁じた後、帰宅する場合

（2）住居

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において、特に設けられた宿泊の場所などをいいます。

【「住居」と認められる例】

- ①家族と共に生活している家
- ②単身赴任者の家族が住む自宅（要件は次のとおり。）
 - ア 住居を2か所に置かなければならない合理的な理由があること
 - イ 週末帰宅が、概ね月1回以上、反復・継続的に行われていること
 - ウ イの場合の移動経路及び方法は社会通念上合理性が認められること
- ③通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所
- ④交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
- ⑤家族が長期入院し、看病する必要がある場合の病院
- ⑥台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所

【「住居」と認められない例】

- ①地方出身者の一時的帰省先
- ②単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族が住む自宅
- ③家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(3) 勤務場所

「勤務場所」とは、職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、いわゆる外勤業務に従事する職員で、特定の区域を担当し、特定の区域内にある用務先と自宅との間を往復する際の用務先などもこれに該当します。

【「勤務場所」と認められる例】

- ①通常の勤務提供の場所
- ②レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所

【「勤務場所」と認められない例】

- ・同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

(4) 通勤の「始点」・「終点」

通勤は、住居と勤務先との間を往復する行為であることから、「住居」、「勤務場所」がそれぞれ通勤の「始点」、「終点」となります。通勤における「始点」、「終点」の境界については、原則として不特定多数の人の通行が自由に認められているか否かによって判断することになります。

「住居」の場合の境界は門が、マンション等においては自室のドアがその地点とされています。

「勤務場所」の場合は、原則として勤務公署の施設構内の出入口がその地点とされています。

なお、「始点」、「終点」については、施設状況等により複雑であることから、個別判断が特に必要となります。

(5) 合理的な経路及び方法

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所とを往復する場合に、職員が通常用いると認められる経路及び方法のことをいいます。

【「合理的な経路」と認められる例】

◆ 経路の合理的解釈によるもの

- ①定期券による経路
- ②通勤届による経路
- ③定期券による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

◆ 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- ①経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- ②事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路
- ③座席確保や急行列車利用のため1、2駅戻る経路
- ④誤って1、2駅乗り越して戻る経路
- ⑤乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路
- ⑥通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路
- ⑦自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路
- ⑧自動車通勤の者がその自動車を修理するため最小限度の迂回をする経路

◆ その他

- ①共稼ぎの職員が子どもを託児所に送迎する経路

《右側通行・左側通行》

道路については、右側、左側のいずれを通行していても、順路であれば仮に「ささいな行為」を行うための横断行為があったとしても経路と認められ、その意味では道路は1本の「線」として認め、交差点、駅構内など経路の分岐する場所は1つの「点」と認めることとしています。

【「合理的な経路」と認められない例】

- ①鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路
- ②交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路
- ③通行が禁止された場所を歩行する経路
- ④自動車で、高校生の子どもの最寄り駅まで送っていく経路

【「合理的な方法」と認められる例】

- ①電車、バス等公共交通機関を利用する場合
- ②自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合
- ③徒歩による場合
- ④通常、電車・バス等の公共交通機関を利用している者が
 - a 雨天のため、家族に自家用自動車で送らせた場合
 - b 遅刻を避けるため、タクシーを利用した場合

【「合理的な方法」と認められない例】

- ①運転免許を有しない者が運転する自動車を利用する場合
- ②飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合
- ③自動車専用道路など歩行が禁止されている場所を歩いて通行する場合
- ④特段の事情がなく、社会通念上自転車を利用することが相当でない距離を自転車で通行する場合

(6) 「逸脱」・「中断」

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路から逸れることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

なお、通勤の途中において逸脱・中断した時点で、合理的な経路に復帰した場合でもその後は一切通勤と認められません（ただし、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合は除く。）。

【「逸脱」又は「中断」に該当しない例】

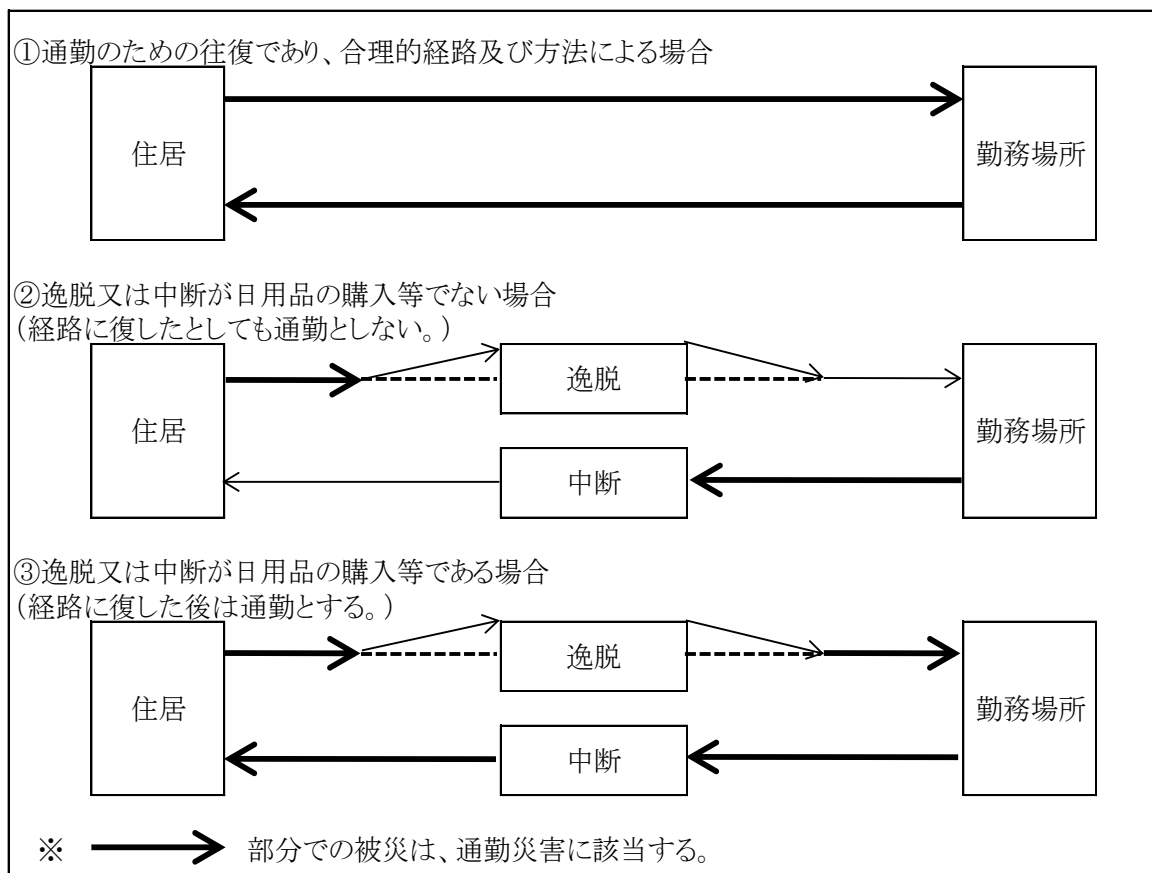
- ①経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合
- ②経路上又は駅構内の売店で、ソバ、コーヒー等立食、立ち飲みする場合

【「逸脱」・「中断」に該当する例】

- ①通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合
- ②観劇等のため回り道をする場合
- ③同僚の送別会に行く場合
- ④冠婚葬祭に行く場合

区分	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断に当たらない場合	○	○
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合	×	○ ※経路に復した後
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合	×	×

通勤災害認定基本図



(7) 日常生活上必要な行為

(6)の「逸脱」・「中断」が、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該「逸脱」・「中断」の間に生じた災害を除き、合理的経路に復帰した後は通勤災害として取り扱います。

ア 日用品の購入

パン、米、酒類等の飲食料品、家庭用薬品、下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品、石油等の家庭用燃料品、身廻り品、文房具・書籍等、電球・台所用品等、子供の玩具等の日用品を購入する行為

【日用品に該当しない例】

装飾品・宝石等の奢侈品、テレビ・冷蔵庫・自動車・家具等の耐久消費財、スキー・ゴルフ等のスポーツ用品

【「やむを得ない事由」・「最小限度のもの」に該当しない例】

通勤経路上にスーパーマーケットがあるにも関わらず、経路から数キロ離れたスーパーマーケットが気に入っているからという理由で、当該スーパーマーケットに買いに行く行為

イ 日用品の購入に準ずる行為

- ・ 独身職員が通勤途中で食事をする行為
- ・ クリーニング店、理髪店、美容院に行く行為
- ・ テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為
- ・ 税金、光熱水費等を支払いに行く行為
- ・ 市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為
- ・ 単身赴任者が、帰省先住居と勤務場所間の移動又は帰省先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠をとる場合

ウ 教育機関等で教育を受ける行為

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等学校、高等専門学校等）
- ・ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター）
- ・ 学校教育法第124条に規定する専修学校
- ・ 職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練
- ・ 学校教育法第134条に規定する各種学校（ただし、一般的に職業に必要な技術に関し、1年以上の修業期間を定めて行われるものに限る。）
- ・ 上記のほか、教育訓練の態様及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練

※ 趣味又は娯楽のためのものは該当しません。

- エ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ・ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為（人工透析を受ける行為を含む。）
 - ・ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為
（例）接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため、施術所に立ち寄る行為
家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為

オ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

カ 家族の介護等行為

負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的・反復して行われるものに限る。）

(ア) 孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 職員との間において事実上、子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

※ 配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

【介護に該当する例】

- ・ 歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に毎日立ち寄る場合
- ・ 人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎ立てる等の状況にある祖父が施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合

【介護に該当しない例】

- ・ 単に様子を見に行く場合
- ・ 通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

7 「公務災害」として取り扱われる通勤災害

通勤途上の公務災害となるものは、当然、公務災害認定請求書で請求することになります。公務災害か通勤災害か判断が困難なときは、事前に支部に相談して、正しい請求書を提出してください。

(1) 出張に係る通勤

自宅から直接用務地へ、用務地から直接自宅へ向かう途上での災害

【職員のマイカーによる出張】

自動車を利用する旨の旅行命令を受けた公務出張中であれば、マイカーを利用して出張したとしても、公務の中断がない限り、認定上の問題はありません。

(2) 任命権者の支配拘束下にある通勤

- ア 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ウ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合における当該出勤又は退勤の途上

(3) 特別な事情下における通勤

- ア 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- イ 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ウ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- エ 引き続いて 24 時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- オ 週休日及びこれに相当する日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- カ 休日（年末年始を含む。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- キ 週休日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合の出勤又は退勤の途上
- ク 上記アからキに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤の途上
 - (ア) 通常の勤務が終了した後、引き続き 4 時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤の途上
 - (イ) 特に命じられて 1 時間以上早く出勤する場合の出勤の途上
 - (ウ) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間帯を 3 時間以上含む勤務が終了した場合の退勤の途上

◎ 通勤災害に関するQ&A

Q1

通勤届と違う方法で通勤したときは、通勤災害にならないのですか。

通勤届による方法とは違う方法(交通機関等)で通勤している場合に起こった災害であっても、その方法が、当該通勤のための合理的な方法と認められれば、通勤災害になります。

Q2

職員が通勤途上に交通事故を起こして負傷しました。職員の過失が大きい場合であっても、通勤災害の認定を受けられますか。

認定基準に該当する限り、過失の程度にかかわらず、認定を受けることができます。

ただし、法第30条で、負傷又は疾病の原因が、職員の故意の犯罪行為又は職員の重大な過失等による場合には、休業補償・傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができると規定されていますので、職員に重過失が認められる場合には、休業補償・傷病補償年金又は障害補償について、補償が制限されることがあります。

Q3

自損事故(例えば、凍結路面でスリップして転倒)で負傷した場合でも補償は受けられますか。

自損事故や職員に過失があるような事故の場合であっても、補償を受けることはできます。

ただし、法第30条で、負傷又は疾病の原因が、職員の故意の犯罪行為又は職員の重大な過失等による場合には、休業補償・傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができると規定されていますので、職員に重過失が認められる場合には、休業補償・傷病補償年金又は障害補償について、補償が制限されることがあります。